

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年 第12回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時	令和3年9月29日(水) 午前 9時30分から 午前11時56分まで
開 催 場 所	福津市役所 別館 1階大ホールA B
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員、青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	水上教育部長、赤間郷育推進課長、堀田文化財課長、 石津学校教育課長、宮原教育総務課長、大庭教育総務 課参事、藤岡主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指 導係長、石松指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画 係長、川上主事

会 議	議 (内 題 容)	・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 報告 1 号 福津市学校給食委員会の答申について「福津市小中学校給食費の改定及び給食物資納入に関する登録について」(答申) ・日程第 4 報告 2 号 福津市教育懇話会の答申(追加答申)について「福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備について」(追加答申) ・日程第 5 議案第 3 0 号 福津市学校給食費の改定について ・日程第 6 議案第 3 1 号 福津市学校給食物資納入業者の登録に関する規程の制定について ・日程第 7 議案第 3 2 号 福津市公民館条例施行規則を改正することについて ・日程第 8 議案第 3 3 号 福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱の制定について ・日程第 9 議案第 3 4 号 学校教育施設整備に係る申出について ・日程第 1 0 報告 ・教育長の動静報告 ・9月議会について ・令和3年度全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査の結果について ・福津市教育委員会定期学校訪問等の日程について ・日程第 1 1 その他 ・今後のスケジュールについて ・10月の定例教育委員会の日程について 10月27日(水) 午前9時30分から 会場：庁舎別館1階大ホールA B ・日程第 1 2 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	

	傍 聴 者 の 数	0 人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会 議 録 署 名 委 員	大嶋教育長	
	今村委員	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
大嶋教育長：会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。お願いします。 笹田係長：本日の資料は、次第のほか、日程第4の報告第2号の関連で、福津市教育懇話会の答申を別紙でお配りしています。そのほか、9月議会の資料と、全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査結果についての資料で、取扱注意と記載したカラーで印刷した物です。そして、学校訪問等の日程の一覧表、今週金曜日10月1日の福間小学校定期学校訪問の訪問要録、11月2日に予定されています令和3年度の福津市コミュニティ・スクール実践交流会、今年度は津屋崎中学校区ですけれども、こちらの案内も教育委員の皆さんのお手元に置いています。 以上です。 大嶋教育長：ありがとうございます。そろっていますでしょうか。 本日の会議は緊急事態宣言下のため傍聴人はなしで実施いたします。会議録は公開します。 1 日程第1 開会の宣言 大嶋教育長： それでは、皆さん、おはようございます。 構成委員数5名のうち、ただいまの出席数は5名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和3年第12回福津市教育委員会定例会を開会します。 直ちに会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 2 日程第2 会議録署名委員の指名について 大嶋教育長： 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。		

福津市教育委員会会議規則第16条の規定により、会議録は私大嶋と今村委員で確認、署名することといたします。

3 日程第3 報告第1号 福津市学校給食委員会の答申について
「福津市小中学校給食費の改定及び給食物資納入に関する登録について」（答申）

大嶋教育長：日程の第3、報告第1号 福津市学校給食委員会の答申について報告いたします。

事務局より報告をお願いします。

石津課長、お願いします。

石津課長：おはようございます。学校教育課の石津でございます。報告1号 福津市学校給食委員会の答申について、着座にて説明させていただきます。

報告1号 福津市学校給食委員会の答申について、福津市学校給食委員会の答申を別添のとおり報告する。

令和3年9月29日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、令和3年度6月30日に福津市学校給食委員会に諮問した「福津市小中学校給食費の改定及び給食物資納入に関する登録について」について、令和3年9月10日に同委員会から答申を受けたので報告する。

答申内容を読み上げて報告とさせていただきたいと思っています。記以下を朗読したいと思います。

1、学校給食費の改定について。学校給食費は、平成26年度に改定して以来、原材料費の高騰、物資輸送の上昇等があるにもかかわらず、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制により据え置かれてきました。また、学校給食実施基準が改定されたことにより栄養摂取基準量が変更されて、現在の学校給食費ではこれまでの食材費で献立内容の維持が困難な状況になっています。

本委員会では、これまでの学校給食の現状と食材費の価格上昇率を踏まえ、適正な学校給食費について検討を行いました。その結果、令和4年4月から小学校給食費を1食当たり270円、中学校給食費を1食当たり330円とすることが望ましいと結論づけました。また、児童生徒に栄養バランスの取れた安心・安全な学校給食を安定的に提供していくためにも、学校給食費の見直しは3年ごとに行うべきであると考えます。

2、学校給食物資納入の登録制度について。現在、学校給食物資の納入に係る業者選定及び契約は、毎年度、各学校、施設で実施しています。納入業者が固定されているとともに、新規の納入業者の参入が困難な状況と考えられます。これらを解消するため、業者選定の基準を設けることが適当であると結論づ

けました。なお、登録は2年間ごとに更新するとし、福津市学校給食委員会で業者選定を行い、安定した物資供給に向け令和4年4月から実施することが適当であると考えますので申し添えます。

これが答申の文章でございます。

それで、審議会でいただいたほかの意見としましては、値段の上昇については、どの委員さんからも上げることが適当だという御意見を総意としていただいています。

それから、給食費に関しては金額が上がることになりますので、クオリティーも少し上がると児童生徒も喜ぶんじゃないかという御意見をいただいています。

ほかに関連してですが、児童数が増えているということで、給食を供給する能力については大丈夫なのかという御意見も出ましたので、来年度、新設の共同調理場を造る予定にしていますということで回答しているところでございます。

報告第1号について以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本件に対する質疑を受けたいと思います。

ございませんでしょうか。

青木委員、お願いします。

青木委員：この給食の業者さんですね、先週テレビのニュースで給食を提供する業者の数が現在激減しているということが言われていましたが、福津市ではそういった現状はあるのですか

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：今、福津市で給食物資の納入をしている業者は二十数社あると把握しています。業者数も豆腐屋さんなど、地元福津市で営業されている方が減ってきている状況もあり、それに伴って納入業者さんが減ってきているという現状があります。それから、小規模な学校への配送希望が少ないという状況があるということも把握していますが、登録制度を実施することによって、そのあたりの采配も教育委員会で振るいやすくなるのではないかと考えているところでございます。以上です。

大嶋教育長：コロナの影響でやはり減ってきているということは確かですね。

青木委員：どこかの業者が間に入って、その業者が他の業者を集めているということではないんですよね。

石津課長：はい。

青木委員：分かりました。

大嶋教育長：よろしいですか。今村委員。

今村委員：これには関係ないかもしれませんが、納入の回収率はどうなっているんでしょうか。

石津課長：給食費の回収については、校長、それから、共同調理場の場長の私会計で処理している状況でございます。

給食費の滞納率については、極めて少ない現状かなとは思っ

ています。福津市では、現在就学援助を受けられている世帯については、納入率はほとんど100%だと考えています。それ以外の方が若干納入できていないということで把握しています。

今村委員：ということは、現場の先生が直接関わることはないわけでしょうか。例えば担任の先生が関わるということになると、仕事が非常に大変になると思うのでお尋ねしたんですけど。

石津課長：校長の私会計で処理していますので、滞納については学校の先生に児童生徒の保護者へ連絡をしていただいています。滞納がなければその業務はないんですけれども、滞納が若干ありますので、その対応は学校でやっていただいています。

今村委員：わかりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
ないようですので、質疑を終結します。

4 日程第4 報告第2号 福津市教育懇話会の答申（追加答申） について「福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備について」（追加答申）

大嶋教育長：それでは、日程の第4、報告2号 福津市教育懇話会の答申（追加答申）について報告いたします。事務局お願いします。

宮原課長：おはようございます。教育総務課の宮原です。着座して説明します。

報告第2号、福津市教育懇話会の答申（追加答申）について、福津市教育懇話会の答申（追加答申）を別添のとおり報告する。

令和3年9月29日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、令和元年12月3日の諮問に加えて、令和3年8月6日に福津市教育懇話会に追加試問した「福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備について」、令和3年9月13日に追加答申を受けたので報告する。

概要について報告いたします。教育懇話会会議については、8月の教育委員会定例会において審議の経過をお伝えしていました。その後も審議を重ねていただいて、9月13日に答申をいただきました。今回の追加答申については、新設校が1校ではなく複数校の場合や、校区等を含む様々な諸課題などについて審議をいただくために、前回の諮問答申に加えて追加諮問したものです。今回の会議では、具体的な新設校の検討案の資料を用いて審議・意見交換をいただきました。今回の追加答申に向けての審議としましては、答申の1ページ目ですね、1ペー

ジ目後半部分に記載の５点についての議論、ここの５点読み上げていきます。

- (１) 小中一貫教育とコミュニティ・スクールの方向性。
- (２) 新設校の必要性和学校の価値及び留意点。
- (３) 複数校新設の場合の学校種について。
- (４) 校区再編に関わる諸課題について。
- (５) 今後の進め方について。

特に３番目の複数校新設の場合の学校種について、学校現場の諸課題を詳細に議論いただきました。

先の答申にもありましたが、改めて福津市の教育は、小中９年間を見通した一貫性のある教育とコミュニティ・スクールを融合した小中一貫型コミュニティ・スクールに取り組んでいくべきであること。学校は子どもたちの学びの機会を保障する場所だけでなく、防災拠点や社会教育施設としても大切であること。最も大切なことは、子どもが教育を受けるという権利を予算がないという理由で阻害することがあってはならないこと。市の小中学校が抱えている課題を踏まえると、その解消のためには、中学校を１校と小学校が少なくとも１校は必要であり、特に中学校の建設は不可欠であること。また、大規模な中学校における諸課題については、特に詳細な議論をいただいております。福岡県内福岡県立高等学校受験の第４学区の自治体の中学校の数と生徒数、中学校１校に均等に分かれた場合の１校当たりの平均生徒数をまとめていただいています。

答申の５ページから６ページに書いていただいておりますが、このまま中学校を新設しない場合、福津市の中学校は３校のままとなります。その場合、福間中学校区、福間東中学校区と津屋崎中学校に分かれることができ、中学校３校の生徒数の均衡が図れたとして、市内全ての中学校が標準規模より大きな中学校となってしまいます。１校を新設できて４校となったとしても、県内で最上位クラスとなるような生徒数の規模となります。３校のままでうまく分けることができたとしても、福津市の中学校が全て大規模な中学校となり、大規模な中学校の抱える課題はそこに記載のとおりです。高等学校への進学に大きく影響し、子どもたちの進路保障において大きな問題があるとされています。これが特に中学校の建設が不可欠であると示された理由になります。

今後の進め方については、どのような教育の実現をめざすのかといったところや教育環境の課題解決をするために、どのような学校種が幾つ必要かということに焦点を絞り決定する必要があること、その後に、具体的な場所やそれに伴う校区再編の検討、スケジュールや予算の検討について、市長部局との顕密な連携の基進めること、教育委員会は政治的中立性、安定性、

継続性確保のために独立していること、学校種や通学区域、教育課程の編成については教育委員会、予算については市長部局という本来の役割と権限に立ち返って、共通した観点で協議を進めること。

最後に過大規模校の問題解決のため、様々な観点からの最善の策を考える必要がある。教育的な観点には欠かせないが、予算や立地、工事期間等の観点も含めるとベストな選択肢がなく、調整に時間はかかっているが、児童生徒数は年々増えており、ハード面、ソフト面、教育環境整備への対応は、待ったなしである。先の答申と今回の追加答申の内容を踏まえて、教育委員会の案の作成、市長との協議により客観的・俯瞰的に分析して、最適解への決断を行い、速やかに実行していただくよう強く要望する。

教育懇話会からの追加答申の内容については以上です。

大嶋教育長：ありがとうございました。それでは本件に対する質疑を受けたいと思います。ございませんでしょうか。

今村委員：意見でもよろしいですか。

大嶋教育長：今村委員、お願いします。

今村委員：これは追加答申だから、2回目の答申ですよ。時間が経過して状況が変化してきたのでさらに追加諮問し、答申をいただいたということですけど、非常に詳しいですし分かりやすいので、これを市が受けて、市としての方針を決定し、このとおりに進めてほしいなという、それだけなんですよね。ここにいらっしゃるかたは皆さんそう思われていると思います。予算がないという理由で子どもたちの教育を受ける権利が阻害されるのはやはりおかしいのではないかと思います。福津市を選んで入ってこられた人のためにも、教育環境をきちんと整えるべきだと思います。これで学校をつくらなかったら行政の怠慢と思われるのではないのでしょうか。以上です。

大嶋教育長：この懇話会の追加答申を受けて、それをもとに教育委員会として方針を決定して、それを申出書という形で市長に提出するというような形で進めていく予定です。

ほかはございませんでしょうか。よろしいですか。

半澤委員：本当にこの追加答申に書いてあるとおりだと思います。

大嶋教育長：ほかにはないようですので質疑を終結します。次に参ります。

5 日程第5 議案第30号 福津市学校給食費の改定について

大嶋教育長：日程の第5、議案第30号 福津市学校給食費の改定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長：議案第30号、福津市学校給食費の改定について、着座にて説明をさせていただきます。

議案第30号 福津市学校給食費の改定について、福津市立小学校、中学校の給食費を次にとおり改訂する。

1、改定後の学校給食費。1食当たりの単価が小学校で270円。中学校330円。

改定の時期、令和4年4月1日。

令和3年9月29日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、令和3年6月30日に福津市学校給食委員会に、給食費の改定及び給食物資納入の登録制度に関して諮問を行い、令和3年9月10日に同委員会より答申を受けた。

この答申を踏まえ、給食費を改定するためこの議案を提出する。

では、内容を説明させていただきます。先ほど報告第1号で報告させていただきましたとおり、学校給食委員会から学校給食費の改定についての答申を受け、令和4年4月1日からの学校給食の改定を行うものでございます。

では、学校給食費の算出根拠について説明をさせていただきますと思います。これから説明させていただきますが、内容としましては、給食委員会に事務局として説明をさせていただいて、審議いただき御了承いただいておりますが、同じ内容を説明させていただきます。

では、資料6ページをお願いいたします。

まず、学校給食費については、児童生徒の心身の健全の発達、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で大変重要な役割を果たしています。

学校給食に要する経費は、学校給食法第11条で経費の負担区分が示されており、学校給食実施に必要な施設、設備、運営に関する経費は、設置者福津市の負担ですね。それ以外の経費、食材については、児童生徒の保護者の負担と定められております。

給食費の改定理由でございます。前回は平成26年度に改定を行いました。それ以降、食材価格が上昇していますが、献立の工夫や安価な物資の選定などの努力により、給食費を据え置いたまま給食の提供を行ってきました。

そのような中で、主食費や牛乳の価格上昇が続いています。また、令和3年4月には、学校給食実施基準が改定され、栄養基準量が変更となり副食についても基準を満たすように見直す必要が生じています。

これらにより、給食費を改定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

給食費の算出算定根拠でございます。グラフを御覧ください。上のグラフが小中学校1食当たりの麦ごはんの単価の推移を示しています。ここに、米65、麦5と書いてあるのは、米

65グラムと麦5グラムで合わせて70グラム。中学校でいくと合わせて100グラムという意味でございます。小学校では、平成27年度の1食当たり20円46銭から、令和3年度には22円77銭に11.3%の上昇。中学校では同様に11.24%の上昇をしています。

中段が普通パンの価格変動でございます。小学校では2.17%。中学校で0.78%上昇しています。

最後に牛乳ですが、27年度に対して4.14円で、6.79%の上昇となっています。

パーセントは下の表に記載をしているところでございます。

これらを踏まえまして改定額を算出しています。

資料は8ページになります。

まず、価格算定の前提としまして、給食費については答申にもありましたように、原則として3年ごとに見直すことを適切だと御意見をいただいておりますので、3年ごとに見直すことが福津市の決まりと定めまして、次回見直すまでの3年間のうちの中間年、令和5年度の価格を算定することによって、その前後1年ずつを含めた3年間の給食費と定めることとして算定をしたところでございます。

まず、主食についてでございますが、先ほど説明した上昇率が今後ずっと同じように続くことを想定して、令和5年度の想定額を算出しています。

例を1個取りますと、小学校の麦ごはんについては、平成27年度から令和3年度に11.3%の上昇ですので、さらにあと2年延びますと平成27年度に比べると15.06%の上昇が想定されます。そのことから27年度の単価20円46銭から15.06%さらに上昇させると、23円54銭という価格が求められます。

同様に、パンと中学校の米、パンについても計算をしております。

主食については、米飯給食とパン給食がございますので、ひと月に米飯が16回、パン給食が4回とすると、主食1食当たりの金額が小学校で28円30銭、中学校では37.07円と算定がされてございます。

牛乳についても同じように計算しますと、令和5年度には50円46銭という金額が想定されます。

次に副食でございます。おかずですね。副食については、令和3年度の価格をベースに令和2年から3年度の価格上昇率をここに書いていますが、1.05%ですね。福岡県の学校給食会の一般物資価格上昇率、これが出ているんですが、この1.05%をさらに2年分加えて、令和5年度、3年度から2年分加えて、令和5年度の価格を算定しています。それで計算したのが、下の表の中になります。小学校で166円67銭、中

学校で220円72銭と想定をしています。

これらを合計しますと、令和5年度の給食費1食当たりの単価は、小学校で消費税を含めると、265円。中学校では、332円85銭と計算がされることになります。

このような計算を踏まえまして、1食当たりの単価を、小学校で20円増額しまして270円。中学校では40円増加して330円に改定するものでございます。

給食費の算定根拠、それから、改定額については以上でございます。給食費については先ほども質問でもありましたが、学校長、それから、共同調理場の場長の私会計として処理していますので、来年度に向けまして、校長、それから、共同調理場の場長に改定をするということで通知し、周知をしまして、来年度保護者から徴収する金額に反映すると、それから、市の教育委員会のホームページでも改定を決定したことについて周知を図ることを予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：ありがとうございます。それでは、本案に対する質疑をお受けしたいと思います。ございませんでしょうか。

半澤委員、お願いします。

半澤委員：質問ではなくて、意見ですけれども、うちの子どもたちが小学生のときに他市から転入して来まして、こちらの学校に入る前に、家の近所の子どもと、子ども同士少しお話をしたときに、「こちらの学校はどんな感じ」ってうちの娘が聞いたところ、近所のお子さんが「給食がとってもおいしいよ」って言ったそうで、それを聞いてとても楽しみにして学校に行っていました。それで「給食どうだった」と聞いたら、「福津市はすごく給食がおいしいんだ」と言っていましたので、子どもたちは成長期のなかで、食べ物を通じて、体だけでなく心もつくっていると思います。福津市は特に野菜も市で作った物を使うということが出来るすばらしい特徴を持っていますので、栄養バランス等献立なども工夫しておいしいものが提供できるように。最近は野菜もとても高くなっていて、小麦も値上げしているので、こういう値上げはもう致し方ないのかなと思いますので、これからもおいしい給食を提供できるようによろしくお願いします。以上です。

大嶋教育長：ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：パン給食は週に4回ですか。

石津課長：週に1回ですね。

今村委員：パンが週に1回。あとは米飯ですね。

石津課長：はい。

今村委員：分かりました。それから感想なんですけど、6ページの学校給食の実施基準の一部改正案のところで、細かいようなんですけど教

えていただきたいのが、エネルギーなどはそんなに変わりませんが、小学校は食物繊維が5以上だったのが4.5以上と減っているんですが、中学校は増えているんですね。

石津課長：はい。

今村委員：ビタミンCが足りないのでしょうか。ビタミンCが増えていますよね。あと鉄分が中学校はちょっと増えているって、小学校はそのままということで、こういうのは管理栄養士の方が考えられるんですかね。

石津課長：そうです。給食メニューについては、学校におります栄養教諭、もしくは、市費で輩出しています栄養教諭で基準に適合するように給食の献立を考えているということでございます。

食物繊維が小学校について減っているのは、私も気になりまして、職員に確認をしたら、おそらく量を考えると現実として取れないのではないかとということと、基準を定めても、取るための食物繊維が入った食材を増やすことになるので、なかなか現実がついてきていないんじゃないかということをおっしゃいました。そのため、ここは食物繊維が減っているということになっているんじゃないかと思います。

今村委員：なかなか難しいですね、メニューを考えるのは本当に。ある物を増やせばある物が減るでしょうし、その組み合わせによって変わってくるでしょうね。分かりました。ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。それではないようですので、質疑を終結します。これより議案第30号を採決します。

議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

ありがとうございました。全員賛成であります。したがって、日程の第5、議案第30号、福津市学校給食費の改定については、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第31号 福津市学校給食物資納入業者の登録に関する規程の制定について

大嶋教育長：日程第6、議案第31号 福津市学校給食物資納入業者の登録に関する規程の制定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長：議案第31号 福津市学校給食物資納入業者の登録に関する規程の制定について、着座にて説明をさせていただきます。

議案第31号 福津市学校給食物資納入業者の登録に関する規程の制定について、福津市学校給食物資納入業者の登録に関する規程を別紙のとおり制定する。

令和3年9月29日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、令和３年度９月３０日に福津市学校給食委員会に対し、給食費の改定及び給食物資納入の登録制度の導入に関して諮問を行い、令和３年９月１０日に同委員会より答申を受けた。この答申を踏まえ、給食物資納入業者の登録に関し、必要な事項を定めることを目的に規程を定める必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

内容について説明をさせていただきます。こちらについても報告第１号で報告させていただきましたとおり、学校給食委員会から学校給食物資納入の登録制度の導入について答申を受け、令和４年度からの学校給食物資納入業者登録制度開始に向けて規程を整備するものでございます。

まず、規程の整備目的、制度の導入目的でございますが、学校給食物資の納入業者の選定手続の明確を図ることとともに、登録家庭の中で食の安定性や食品衛生面の登録基準を設けることにより、安全で安定的な給食物資の供給を受けようとするものでございます。

まず、第２条で小中学校共同調理場に物資を納入しようとする事業者に、登録を義務づけることといたします。

第３条におきまして、申請の手続、申請をすることの必要性を規定し、申請日を毎年１月１５日から１月３１日までと定めることといたしています。

第４条におきまして、登録の基準を定めることとしています。

１号以下簡単に読み上げますが、まず、福津市内に本社事業者があること。また、市内に確実な取引先があって、堅実な経営がされている。経営の安定性ということですね。

２号で、２年以上営業していること。

３号で、食品に関する法律等の順守、食品衛生講師の受講をしていることと。

４号で、市税の滞納がないこと。

５号で、食品衛生監視票により評価を受けていること。

６号で従業員の健康管理が十分に行われていること。

７号で必要な設備が兼ね備えられていること。

８号で必要な生産能力を兼ね備えているかどうか。

という、この８点全てを満たす方に関して登録を認めています。

第４条の第２項におきましては、暴力団等の排除のことです。暴力団員と関係がある者の忌避について定めをしております。

１１ページに移りますが、登録の有効期間につきましては、第５条に規定をしています。少し難しく書いていますが、簡単に言うと、登録の有効期間を２年間として、中間で申請があっ

た場合は１年間を登録の有効期間と設定をさせていただきます。

第６条以降については、登録の通知や変更の手続、取り消しの手続などについて定めることとしております。

それから関係する必要な様式を定めることとしています。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：ありがとうございました。それでは、本案に対する質疑を受けたいと思います。ございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第３１号を採決します。

議案第３１号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第６、議案第３１号 福津市学校給食物資納入業者の登録に関する規程の制定については、原案のとおり承認されました。

７ 日程第７ 議案第３２号 福津市公民館条例施行規則を改正することについて

大嶋教育長：日程第７、議案第３２号 福津市公民館条例施行規則を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

郷育推進課長、お願いします。

赤間課長：郷育推進課、赤間です。着座にて説明をさせていただきます。

議案書の１８ページをお願いします。

議案第３２号 福津市公民館条例施行規則を改正することについて、福津市公民館条例施行規則は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和３年９月２９日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

改正理由としましては、今年度１０月１日から中央公民館を利用する際には、インターネットで申込ができるようになります。これに伴いまして所要の改定を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたしますので、２１ページをお開きください。

規則第４条第２項になります。館長は前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めたときは、福津市中央公民館利用許可書を当該申請者に交付するものとする。これが現状の規定でございます。

それで、様式第２号の後に新たに、「又は福津市中央公民館

利用許可書（様式第3号）」を追加しています。この様式第3号については、前ページ20ページに様式を添付させていただいています。福津市中央公民館利用許可書になります。

今回10月1日からインターネットで予約できる公共施設は、この中央公民館のほかに健康福祉総合センターふくとびあ、それから福間会館、それから津屋崎郷づくり交流センターを除く6つの郷づくり交流センターになります。この許可書は全ての施設で同じ様式となっています。

21ページの新旧対照表にお戻りください。

次に第4条第3項、新たに規定を追加しています。「前2項の規定による利用許可の申請は、福津市公共施設予約システムの運用等に関する規則に規定するシステムにより申請した場合、福津市中央公民館利用許可申請書を提出したものとみなす。」ということで、インターネットで申し込まれた方に対しては、改めて紙での申請を行う必要がないという趣旨の規定を新たに追加しているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

大嶋教育長：ありがとうございます。それでは、本案に対する質疑を受けたいと思います。ございませんでしょうか。

半澤委員お願いします。

半澤委員：この利用許可書を見ると、下に「原則、キャンセル、変更はできません。」と書いてあるんですね。何か一様にできませんというのは少し厳しいのではないかという気がしました。当日のキャンセルはできませんとか、そういうことはあるかとは思いますが、例えば、インターネットで予約するとして、1週間とか十日前から予約をしていたとして、直前になって都合が悪くなったとか、来られなくなったという人がいて、日にちを変えたいとか、そういうことも生じてくるのではないかと思うんですけど、このキャンセルについてはもう全く変更はできないという、そういう決まりでいくんでしょうか。

大嶋教育長：赤間課長、お願いします。

赤間課長：キャンセルについて、公民館に関しましては、申請した日、その日までであれば一応キャンセルというのは受け付けるようにしておるところでございます。この様式自体が先ほども申しましたように、インターネットでの申請書、共通の様式ということでございます。その辺りは、利用者の方へ説明をさせていただいた上で、キャンセルができることをお伝えしていきたいと考えています。

半澤委員：その日だけということになると、例えば、2週間先の予約をしたとして、3日前にはキャンセルは不可能だという、そういう認識でよろしいんですかね。

大嶋教育長：赤間課長、お願いします。

赤間課長：公民館の場合はどうしても、大体使う利用団体が決まっているんですけども、実際に先に幾つも押さえられるといった場合に、実際その団体がキャンセルしたときにその時間に公民館を使いたかったという利用団体の方が使えないということがございましたので、こういう形で原則としてはキャンセルができませんというところで対応させていただいているということでございます。

半澤委員：お伺いして、一理あるなと思いましたが、例えば、紙でそういう申請書を出すのであれば、すごく事務手続が煩雑になって大変かなと思うんですけど、インターネットの場合は、柔軟に何日前までは可能のような形にして、丸・バツなど表に入力するという形で利用者の方がその枠を取ったりキャンセルしたりということができていくんじゃないかなという気がいたしましたので、少し質問させていただきました。

赤間課長：様式として発表させていただいておりますが、実際のホームページ上では、利用の仕方というところで御案内できることではなかろうかと思っておりますので、その辺りについては、丁寧に説明できるようなものを考えていきたいと思っております。以上です。

半澤委員：よろしくお願いします。

青木委員：いいですか。

大嶋教育長：青木委員、お願いします。

青木委員：ホームページにはいつから申込みができるのかとか、キャンセル料金は幾らとか、例えば、キャンセルした場合でもキャンセル料が発生するだとか、そういうことは書いてあるんですよね。

赤間課長：一応規則条例等では示しています。また、利用案内についても書いていたという記憶はしています。

原則できないというところは、基本的には皆さん御承知の上で利用していただいているのが現状です。ただ、別途になりますので、市外からも申込みをされる方も増えてくるだろうということは想定していますので、先ほども申しましたように、ホームページでそういった御案内をしなければならないと考えています。以上でございます。

青木委員：先程説明されたように、幾つもの業者さんや団体が同じ日に予約して重なるというのは、私たちも経験しています。取れなかったときは別の会場の手配が大変です。それで、キャンセル料が発生することも承知の上で、2か所予約したりということもありました。例えば半年前の何時間しか受付できないとなったら、その時間に予約をしないと、そのシーズンの日曜日とかは取れないことがあるので、こういう考え方になっているのかなと思いますけど、キャンセルされた場合は料金が発生しますということは、ここには書かなくても、申し込んだときにその団体が分かるようにどこかに書いてあれば全然問題ないと思い

ます。

赤間課長：はい。

今村委員：質問です。減免金額というのは、どういう場合に減免措置があるのでしょうか。

大嶋教育長：赤間課長。

赤間課長：減免に関しましては、この条例の施行規則の今第4条を説明させていただきましたが、第5条に減免の規定を定めております。市、または教育委員が利用するとき、これは全額免除になります。それから、市内の社会教育団体か、その目的の行事・行政が利用するとき。または、市内の公共機関の宿泊施設の使用するときには半額免除。それから、ボランティア活動とかもしていただいている団体の方もおられますので、市内の市民活動団体で、ボランティアセンターに登録された団体の方、こういった方たちがその目的のために行事で使用する際には、半額免除ということで規定をさせていただいていますので、該当する団体の方に対して、全額もしくは半額免除という規定をさせていただいていますので、関係諸団体に対しまして全額もしくは半額免除という対応を取らせていただいているといったところでございます。

今村委員：ありがとうございました。わかりました。

青木委員：関連していいですか。減免ではない場合の通常利用のときに、営利目的での利用の場合と、そうではない場合の利用金額というのは同じですか。

大嶋教育長：赤間課長。

赤間課長：中央公民館は基本的には社会教育法で設置をしまして、その法の中で公民館については営利活動ができないということが定められていますので、基本的には営利団体はいないと、借りに来た場合はお断りをするということで対応しておるところでございます。

文化センターと同様に入場料を伴う利用というのはございます。その場合、使用料金を1.5、それから2倍と料金に応じて徴収するという形を取っております。ただ、やはり営利はできないということなので、実際にホールを利用されている団体の方々というのは先ほども言いましたように、吹奏楽部であったりとか、それから、こども劇場さんだったりとか、あとは太鼓などといった団体のかたが使われていまして、主に公民館を利用されている団体の方が、ホールでその成果を皆さんに見ていただくという利用の仕方がなされているというところです。

ホールの利用に関しましては、直接申込みをしていただく形で受け付けています。それは、その内容がどうなのか、先ほども言いましたように、営利であるのかないのかの判断をするために、申し込みの際に確認を取った上で、許可するのか、しないのかの判断をすることに対応しております。

青木委員：入場料を取る場合は、施設の利用料が異なるということですね。

赤間課長：はい。金額によって変わりますけれども、1.5倍から、入場料が5,000円以上の場合は3倍の使用料ということになります。

青木委員：その場合も営利目的じゃない場合もあるんですか、それは。

赤間課長：ございます。そこは、例えば勧誘を促すようなものであるとか、物品の販売につながるようなものであるとか、そういったところは当然営利として判断をしていく形になるかと思います。

青木委員：わかりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：それでは、ないようですので質疑を終結します。

これより議案第32号を採決します。

議案第32号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第7、議案第32号 福津市公民館条例施行規則を改正することについては、原案のとおり承認されました。

8 日程第8 議案第33号 福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱の制定について

大嶋教育長：日程第8、議案第33号、福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱の制定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長、お願いします。

石津課長：議案第33号 福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱の全部を改正することについて、着座にて説明をさせていただきます。

議案第33号 福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱の全部を改正することについて、福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱を別案のとおり制定する。

令和3年9月29日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、市内公立学校児童生徒の教育の用途に用いるために整備した学習者用情報通信機器端末（一人1台パソコン）の自宅への持ち帰り及び、自宅にインターネット環境のない児童生徒の保護者に対するWi-Fiルーターの貸与に関し必要な事項を要綱として制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容について御説明させていただきます。福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱については、本年4月26日

にて議決をいただきまして、学校の臨時休業が行われて児童生徒が学校に通学できなかった場合に、保護者の求めに応じて情報通信機器端末やWi-Fiルーターの貸与ができるように制度を開始したところでございます。

しかしながら、児童生徒の端末の利用開始から半年、今年の4月から半年を経まして、端末の利用方法も当初の想定と異なる状況になってきています。そのため、4月に議決いただきました要綱の全部を改正して、改めて制度設計を見直すものでございます。

まず、端末の貸与についてでございます。端末の持ち帰りに関する状況の変化については大きく2点ございます。

まず1点目が、学校の臨時休業のときのみではなくて、平時の持ち帰りです。学校が臨時休業ではなくても持ち帰って自宅で活用したい、または活用させたいということが求められていること。

それから2点目が、平時の持ち帰りに関連するんですが、保護者が必要だからと認めるのではなくて、学校として持ち帰らせて活用させたいと、その大きな2点の状況の変化がございます。

このことから、端末の持ち帰りについては、学校休業時であるか否かに関わらず、校長の判断で持ち帰りをできるように制度を改めたいと考えています。

持ち帰りに関する規定については、3条に規定をしています。まず、どういう場合に持ち帰ることができるかということでございますが、1号で学校長が個別最適な学びの実現のために必要と認めるとき。

2号で、学校長がICTを活用して学校と家庭をつなぐ取組を行う必要があるとき。

3号で学校長が必要と認めるときと定めまして、一番は学習のためですね。2番は学習には使わないけれども、オンラインで顔を合わせるとか、そういうコミュニケーションを取る必要があると判断したとき、それから3号は、全般的に学校長が認めるときでございますので、学校長が認めればいつでも持ち帰らせることができるという制度設計を改めるようにしたところでございます。

これによりまして、保護者の申請が不要となりますが、第7条で規定するように、学校長については、持ち帰らせる場合には保護者の同意を得てから持ち帰らせるとしています。これは、なぜかといいますと、第8条で端末を持ち帰った場合に、端末を汚損、破損、紛失などした場合に損害を賠償すると定めますので、これについて同意を得た上で持ち帰らせることにしておるところでございます。

以上のところまでが端末のパソコンの持ち帰りに関する規定

でございます。

次に、Wi-Fiルーターの対応についてでございます。こちらについても端末と同様ですが、学校の臨時休業時等に就学援助を受けている世帯のみが貸与可能として制度設計をしていました。しかしながら、先ほど説明しましたとおり、学校長の判断により常時の持ち帰りを可能としましたことから、持ち帰った場合の自宅での常時インターネット環境が必要であるとなります。インターネット環境が自宅が必要ですが、インターネット環境につきましては、学習用端末を利用した学習以外の私的なことにも使うことが当然に可能となりますので、当初4月に議決いただきましたときには、Wi-Fiルーターと通信料、通信機能、Simカードですね、Simカードも含めたところでの貸与としていましたのを見直しまして、Wi-Fiルーターの機械、機器のみの貸与としまして、通信費については保護者が負担していただくと制度設計を改めています。

一方で、貸与の対象者を先ほど説明しましたとおり、就学援助を受けている世帯だけが持つことができる・貸し付けられるとしていましたことを変更しまして、就学援助を受けている、受けていないに関わらず、自宅に常時のネットワーク環境がない場合は貸与できると、対象世帯を拡大することとしています。

9条ですね、自宅にない場合は学校長が認めれば貸与することができると制度設計をしています。

貸与についての費用については11条にありますが、貸与に係る費用は無償ですが、2項で定めるとおり、電気代、それから、通信料については保護者の負担と制度を定めています。

12条でございますが、貸与期間についてです。貸与期間については、1年間、とりあえず年度末までを貸与の最大貸付可能期間としまして、次の年も必要があればまた申請していただいて貸し付けるという規則を規定しています。

あと13条以降には、手続について、保護者の申請手続、それから、学校長の貸与の手続、取消とか、貸付けの取消、それから返却の手続などを定めることといたしています。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：ありがとうございました。

それでは、本案に対する質疑を受けたいと思います。

農崎委員：個人的な質問になるかもしれませんが。

大嶋教育長：農崎委員。

農崎委員：うちも小学生と中学生がいて、パソコンをこの前週末に持って帰って来ました。その前に、学校から持ち帰る同意書というのを頂いて提出することになっていました。その中ですごく気になったのが、壊れた場合の弁償についてです。小学生の子は大丈夫だろうかと少し心配になりました。万が一弁償する場合、

幾らぐらいするものなのかお伺いしてもよろしいですか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：令和2年度に市で端末を購入しておりますが、そのときの金額が1台当たり四万数千円の金額でございました。

端末についてはおそらく少し画面が割れただけでも、もう四万数千円の金額になるのが現実なのではと思いますので、学校から持ち帰る際は、十分に注意していただくようお願いしているところでございます。

農崎委員：事前にタオルを持って行って、タオルに包んで持って帰るように先生から指導をいただいて持ち帰っていました。

カバーを買ってくださいというお知らせもありましたし、よかったです。保険に入ってくださいというようなことも書いてありました。持ち帰って何かあっても無償でということは難しいと思うので仕方ないとは思いますが、中学校で今年の初めに、つなげようとしたときに全然つながらなかったと言っていたんですけど、現在は学校全体で多数の児童生徒が使用したときにも、うまく接続はされているんですか。

石津課長：学校で同時に多数の児童生徒が利用した場合、現状としては通信がうまくいかずに途切れているという状況でございます。

それにつきまして、先月の教育委員会でも説明した件と関連するのですが、9月議会において、それを改善するための予算を議会で議決をいただきましたので、これからその作業に入っていきます。それによって解消できるのではないかと考えているので、今後は通信については対応できるようにしているところでございます。以上でございます。

農崎委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはございませんか。半澤委員。

半澤委員：前回、端末やWi-Fiルーターについての議案を見せていただいたときに想定していたのは、何か必要なときに数日間借りる感じなのかなと思っていましたが、この新しくなった案を見ると、長期の貸与ということで1度借りたらもう年度末まで借りるということもあるのでしょうか。それで、この費用負担というところで、電気使用量、通信料、その他全ての費用は保護者の負担とするとありますけど、その支払い方法はどのような感じになっているのかお願いします。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：まず端末から説明をさせていただきますが、前回確かに臨時的な貸出しを想定していたところでございますけど、そろばんのような形で自宅に持ち帰って使うという全国的な流れもありまして、学校長が持って帰る必要性を認めれば、いつでも持って帰ってもいいということになります。学校長がどのように判断されるかは別ですが、今週は持って帰ってやってみようとかいうこともあるでしょうし、常に持って帰ってよいという考えも

あると思いますが、それに応じていつでも持って帰っていいということで今度制度設計を改めるということでございます。

W i - F i ルーターについても同じですが、端末を非常時だけではなく常に使うので、それに合わせて長期間W i - F i ルーターの外枠を貸すことができるようにしますので、先ほど説明したとおり通信料については保護者の負担だということにします。

半澤委員：そうですね。

石津課長：5条2項にもあるんですが、通信料については自宅にW i - F i 環境がある方についてはその通信を使ってもらうので、そこに生じているお金は保護者が負担していただくということです。

W i - F i ルーターの貸与については、自宅にインターネット環境がない方でございますので、新たにさまざまなキャリアさんがいますが、そこからSimカードを借りていただいて、市から貸すW i - F i ルーターに入れてもらうということになりますので、そのSimカードを借りる手続については保護者がキャリアさんのところでしていただいて、支払いについても保護者がしていただくということになると考えています。

半澤委員：ということは、保護者はそのW i - F i 環境を整えておくということに係るお金は自己負担だけど、それを使うからといって、例えば、空港で海外旅行に行くときW i - F i 借りたりすると、そのときお金払うじゃないですか。そういったように、学校にお金を払うということではないわけですね。

石津課長：そうですね。

半澤委員：先ほどの御説明だと、その長期で借りる場合、いつでも持って帰ってよいという契約をするために、1度だけこの許可証を出せば、その都度出さなくても持って帰ったり、学校においていたりできるという理解でよろしいんですか。

石津課長：W i - F i ルーターの貸与については、1度出していただいたら、一応この規定の中では学校長と協議して期間を定めてくださいとなっていますけど、現実的には年度末まで貸し切りという状態になるのかなと思っています。自宅に置いていて、途中に自宅外で使うことはないし、学校へもってくる必要もないので、自宅に置いておいて使っていただくということを想定しているところでございます。

端末は持ち帰りに申請書がないので、同意書だけ頂いておけばいつでもいいということになります。

大嶋教育長：青木委員。

青木委員：子どもたちが持って帰るその端末というのは、一人ひとり使う端末が決まっていてそれを持って帰るんですか。毎回毎回違う端末を持って帰るということではないですね。

石津課長：タブレットに関しましては、学年初めに一人一台を割り当てて

いますので、普段の学校でも生徒は割り当てられた同じ端末を使っています、その端末を持って帰って次の日には持ってきて、持ち帰るとなると毎日持ってきて持って帰ってということになりますが、そういう運用となっています。

青木委員：もちろんそうしないとパスワードを入れたりとか、いろいろ使うときに毎回設定して使い出すということになるので難しいと思います。しかし1年間一応自分の物みたいな形になると思うので、その中にいろんなアプリとかを勝手に取り込んで、自分のゲーム機にしてしまう可能性も考えられるなと思うんですけども。

大嶋教育長：はい。

石津課長：学校で使用する貸与のパソコンについては、クロムOSという種類のOSが入った端末ということになりますので、普通のWindowsで使うようなソフトは入れられないということになっています。ソフトを入れる制限もかけていますので、ゲームが何でも入れられるということもまずないということ、インターネット接続もできますが、インターネットについても教育委員会で決めたフィルタリングソフトを入れていますので、不適切なサイトについては自宅に持ち帰ってもアクセスができないという設定をさせていただいているところでございます。

青木委員：分かりました。

半澤委員：青木委員の質問に関連して、悪いサイトにはフィルター機能でつながらないけど、例えば辞書を入れたいとか、そういうよいアプリなどは子どもが好きなようにカスタマイズできるようにになっているのでしょうか。

石津課長：アプリをインストールすることはできないと思います。

半澤委員：アプリのインストールはできないんですね。

石津課長：例えば、ある言葉について調べたかったら、インターネットにアクセスしてインターネット上にある辞書のページとかありますけど、そういうところを見てもらうとか、インターネット上の図鑑的なページを見るとか、そういう活用になると思います。

半澤委員：YouTubeはインターネットから見れるんですか。

石津課長：YouTubeは見ることができます。

半澤委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：よろしいでしょうか。これからタブレットの活用が進んでくると思いますので、またいろいろな状況が変わってくるかと思いますが、一応しっかりと決まりをつくって対応するということです。青木委員。

青木委員：先程、破損の場合の弁償と言われましたけど、この4月以降でこれまでに例はあるのでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：市に挙がってきたもので、持ち帰っての破損というのは現時点

ではないです。学校内で落としたとか、移動式の黒板を下ろしたときに割れたとか、そういったことはあります。学校内での破損などについては、保険で対応ができるようになっていきますので、保険で対応をしているということになります。持ち帰ったときまで保険を掛けると膨大な金額になってしまうので、それについては対応ができていないということで、保護者負担とさせていただいているところでございます。

青木委員：もちろん仕方ないことだろうと思います。悪いほうに考えたらきりがありませんけど、無償だったら、例えば子どもが紛失したと言って紛失届を出せば、実はずっと家で使うようなことだってあるかもしれない。それから端末の中のフィルターをかけてあるということですけども、そういったことに詳しい人がフィルターを外したりとか、そういったようなこともこれから先あるかもしれないので、大切に物を扱うという一つの教育だということを思いながら、破損・紛失した場合は弁償するというのは仕方ないことだろうなと思いますね。だから、承諾書がいるということですね。

農崎委員：先生たちは子どもたちの端末の中身を見ることができるのでしょうか。少し前にチャットでいじめがあったと思うのですが、その時に子どもにどんなことができるのかと聞いたら、先生から言われた課題を出すとか、他には、クラスルームというところで、クラス内の子でチャットができるそうで、先生はそれを監視しているということだったのですが、それなら大丈夫なのかなと思ったんですけど、そのあたりについて少しお伺いしたいです。

石津課長：一応児童生徒がどのような使用の仕方をしているかについては、管理者権限の上で確認ができる仕組みとなっています。

農崎委員：それなら安心ですね。ありがとうございます。

大嶋教育長：それでは、ほかにはございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第8、議案第33号 福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱の制定については、原案のとおり承認されました。

9 日程第9 議案第34号 学校教育施設整備に係る申出について

大嶋教育長：日程第 9、議案第 3 4 号 学校教育施設整備に係る申出についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

宮原課長、お願いします。

宮原課長：議案第 3 4 号、学校教育施設整備に係る申出について、着座して御説明いたします。

議案第 3 4 号、学校教育施設整備に係る申出について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 2 9 日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、学校教育施設整備の予算要望等に当たり、市長宛の申出を提出することが求められる。

これが、この議案を提出する理由である。

3 1 ページ、3 2 ページに申出書（案）をつけております。

こちらの内容については、9 月 2 1 日の第 1 0 回臨時教育委員会において、またそれ以前の教育委員会定例会において、新設校関連の協議ということで、現在まで皆さんで協議していただいています。

今回の学校教育施設の申出ということですが、令和 4 年度の予算要望及び今後の学校教育施設の方針決定というものを求めて、市長に申出書という形での提出を行っていくということになります。

前回の申出書は令和 2 年 5 月 2 1 日に新設校の方針決定と予算措置を求めて行っていますが、そのときよりも時間の経過により、今後福間中学校区を中心とした児童生徒数の増加が確実であること、それによって大規模校、過大規模校化していくこと、新設校の開校時期が遅れたこと、あと法改正により今後小学校が 3 5 人学級制となること、特別支援学級が増加することなど、施設面だけでなく教育環境がより一層悪化し、危機的な状況となっています。

先ほど報告しました教育懇話会の答申で示された諸課題を解決するために今回教育委員会で計画案を策定しています。その内容については、9 月 2 1 日の臨時教育委員会の中で皆様に御説明して、御協議いただいています。今回の申出は答申の内容を申出書として固めて提出という形で持って行きたいと思っています。

記載内容は 3 2 ページをお願いいたします。

申出については 2 つに分けています。

まず 1 つ目が、早急な方針決定を要するものとして、1、先の申出における福間中学校区での中学校新設に加えて、当該校区内または近接地に小学校の新設。中学校と小学校の 2 校の新設校の建設を求められています。

それで、2、予定していた新設校開校年度が遅れること、法

改正に伴い小学校が35人学級へ移行すること、特別支援学級が増加すること等により複数の学校で生じる校舎増築。福間小学校、福間南小学校、福間中学校、津屋崎小学校、津屋崎中学校において児童生徒数の増によって、普通教室、特別支援学級教室、あと特別教室が不足している現状がございます。こちらの分の不足した教室に対して、もう現状では教室がございませんので、校舎の増築を求めたものとなります。

この2点が早急な方針決定を要するものとして、まず申出での1とさせていただきます。

続いて2ですね、令和3年度に実施設計を行っている事業、それで、工事のための予算措置を要するものとして、まず1、複数校において必要食数に対して提供可能食数が不足することに対応するための共同調理場の建設。それに併せて、津屋崎小学校地内での校舎増築と併せての整備となります。現在令和3年度にこちらについては実施設計が予算化され、現在設計業務を行っています。今後の不足食数に対応するためには、もう令和4年度に工事費を予算計上していただき、令和5年度からの教室と共同調理場の共用、使用を求めていくことになってまいります。

2、老朽化した福間小学校管理棟の職員室、特別教室の大規模改造になります。こちらは、福間小学校において今後も児童数の大幅な増加が見込まれており、それに併せて教職員も大きく増えることとなります。現在の校舎、管理棟は昭和47年建築で、現在50年近い年数が経過してしまして、老朽化が進行しているような状況でございます。こちらの管理者室としての職員室や保健室の拡張、あとは理科室、家庭科室、図工室などの特別教室の改修及び校舎全体の外壁の改修、こういった大規模改造の工事費の予算計上を求めたものになります。

この1番と2番のこの申出、こちらについては早急な方針決定及び予算予知を講じていただけるように、改めて申出をするということを行っていきたいと思っています。

今回の議案については、福津市の教育委員会事務委任規則第5条の委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、委員会の決定を求めなければならないとされていますので、本教育委員会での議決をお願いしたいと思っています。

以上でございます。

大嶋教育長：ありがとうございました。

それでは、本案に対する質疑をお受けしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

青木委員。

青木委員：一昨日もこの件については話していますし、あとは本日市長と面会できるということで、そこでまた内容を確認する。もうこちらは確認できているということだと思いますので、質問はあ

りません。

大嶋教育長：あとはよろしいですか。

青木委員：はい。

大嶋教育長：ないようですので質疑を終結します。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第9、議案第34号 学校教育施設整備に係る申出については、原案のとおり承認されました。

10 日程第10 報告

大嶋教育長：続きまして、日程第10、報告に参りたいと思います。教育長の動静報告をいたします。基本的には紙面による報告でございますが、主なものとしましては、9月議会に出席をさせていただいています。それから、9月24日金曜日、福岡教育事務所と書かせていただいておりますが、これは、部長と私で教育事務所に出向きまして、過大規模校の人的配置についての相談と依頼というものを行わせていただいております。これについては、またさらに県教育委員会への相談・依頼も予定しているところでございます。

簡単ですが以上です。

何か御質問ございませんでしょうか。

それでは、次に参りたいと思います。次は9月議会について報告をいたします。

水上部長、お願いします。

水上部長：教育部長の水上です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

お手元にお配りしています資料について説明させていただきたいと思っています。

タイトルにつきましては、令和3年度第4回福津市議会定例会一般質問及び答弁ということでございます。9月議会について、こちらに整理させていただいております。内容につきましては、後ほど読んでいただきたいと思いますので、今回各議員が質問した趣旨について簡単に私から説明させていただきたいと思います。今回質問者につきましては全部で14名の中で5名の方が教育委員会に関しまして一般御質問をされているところでございます。

まず、1ページでございます。

まず戸田議員でございます。戸田議員につきましては、6月議会から引き続きまして、やはり学校施設について、過大規模

校に対する解消・緩和に向けた取組、また、新設校への取組に関するその後の進捗状況について質問をされておるところでございます。大きくは現在、通学区域審議会、教育懇話会の審議行っているということで回答はさせていただいているところでございます。新設校につきましては、校種、小学校なのか中学校なのかというところや、校区再編、民意反映の教育行政ということ、また、新設校に対しての財源等について御質問をされておるところでございます。議員の趣旨といたしましては、やはり小学校の建設というところを訴えられているところもありますし、小・中どちらも必要であるという部分もあるんですけど、まずは小学校ではないかと、それにつきまして議員の根拠といたしましては、学校運営の施設の規模、児童生徒数に対する敷地面積を基に小学校のほうが厳しい教育環境の状況になっているというところを訴えられて、小学校が優先ではないかというところで御質問をされておるところでございます。

教育委員会といたしましては、小学校・中学校両方必要だということで回答させていただいていますし、その中で1校であれば中学校が必要だということで回答させていただいているところでございます。

次に、横山議員でございます。横山議員につきましても学校の建設等に関する御質問でございますが、議員の趣旨といたしましては、やはり学校を造るに当たっても、他の公共施設と一緒に複合的に考えられないかという中で、思いといたしましては民間の資金を活用して財源を少なくできる方法はないか、その中で民間の中で民間のノウハウとか効果的な実施方法を活用しながら市の財政負担の平準化を図るような取組、そういった建設ができないかということで質問されているところでございます。あとは、市長部局と教育委員会が対立しないような形で、ちゃんと協議をしながら進めていってほしいというところの思いがあるようでございます。

次に、石田議員でございます。石田議員につきましては、大きくは子ども子育て支援という中で発達障害の早期発見・早期対応についての本市の具体的な取組ということで、こども課からも回答しております。教育委員会につきましては特に中学校卒業後の以上の支援がなかなか見えてこないというか、そういった支援がなかなかされていないのではないかとということで御質問があつているところでございます。

教育委員会といたしましては、こども課と連携しながら、福津市特別支援の教育連携協議会というのもございますので、こちらについては各幼稚園や保育所、また、市内の高校などの先生方、そして特別支援学校の先生方に集まっていただいて、ネットワークを構成した協議会を設置していますということで回答しておりますが、議員といたしましては、それだけではな

くやはり民間の企業にもそういった支援に対するノウハウとかあるのではないかとということで、そういったものも活用していったほしいというものが議員の趣旨でございました。

次に、中村清隆議員でございます。中村議員につきましては、まず大きくは今年度4月に北九州市の中学校で老朽化したバスケットゴールが落下して、女子生徒がけがをした事故について、本市におきましてはその後どういった対応をしているのか、今までどういった対応をしてきているのかということで、小中学校の運動器具の点検の整備方法などについて御質問されておられます。

教育委員会といたしましても、年1回定期的に、運動場に設置している器具の点検等を専門業者に委託しまして行っているところでございます。ただ、それから今年5月に国からの先ほどの事故を受けて通知がございまして、市内の3中学校の体育館においても専門業者によるバスケットゴールの点検を実施しておるということで回答をさせていただいているところでございます。

それから、5ページになりますけども、あとは小中学校の体育館の照明ですね、LED化についての御質問をされておられました。

それから、本年8月の大雨について質問がございまして、今回特に神興小学校の体育館での雨漏りがございましたので、それについてどのような対応をしていっているのかということで御質問が挙がっております。これについては現在調査し対応しておるということで回答をさせていただいているところでございます。

それから、2番といたしまして、小学校の水泳の授業についてということで御質問がありました。老朽化していますプールについて今後どのような形でプールの在り方を考えていくのかという内容でございましたので、現在教育委員会といたしましては、過大規模校の福岡小学校、福岡南小学校の2校につきましては、民間業者にプール授業の委託という形で実施計画に計上させていただいており、予算確保に向けて事務を進めていきたいということで回答させていただいております。あとは民間に委託した場合のメリット、デメリット等についても御質問が挙がっておるところでございます。

最後に田中議員でございます。田中議員につきましても、6月議会に引き続き、学校建設の在り方や今後の進め方、また、教育委員会の役割等についての御質問が挙がっておるところでございます。特に田中議員が強調されているのは、新設校の候補地選定に当たって市民の意見をきちんと聞いていただきたいということ。学校建設に向けた今後のスケジュールを見える化して、市民にちゃんと分かるように周知していただきたいとい

うこと。そして繰り返しになりますけども、市民の意見を聴くような場を設けて説明をきっちりしてほしいということで質問がされています。

簡単ではありますが、以上で9月議会の一般質問の経過について報告させていただきます。以上でございます。

大嶋教育長：ありがとうございました。

今の説明について何か御質問ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：プールについてお伺いしたいんですけど、今年のプールの授業というのは、特に南小とか福間小、プール施設が老朽化しているので撤去しようという方向にはいつているんですけど、今年は実際どう行われたのかをお伺いしたいと思います。

大嶋教育長：はい。

水上部長：こちらはコロナというものが昨年度と本年度につきましては、プールの授業はどの学校も一切行っていないという状況でございます。

半澤委員：一切行っていないんですね。

水上部長：はい。

半澤委員：コロナが終結したらしないといけないので、また考えないといけませんね。

水上部長：そうですね。

半澤委員：分かりました。

大嶋教育長：ほかございませんでしょうか。

今村委員：1つ質問ですが。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：最後の田中議員さんが保護者への説明を求めたということですが、この回答を見ると、方針決定後は保護者への説明と書いてあるから、そこちょっとずれがあるんじゃないかなと、田中議員は造る前の説明がしてほしいという意味だったんじゃないかなと思いますけど。

大嶋教育長：水上部長。

水上部長：おっしゃるとおりでございます。これも6月議会から引き続きですけども、候補地を選定するに当たって教育委員会なり、市で決定した後に説明ではなくて、候補地選定に当たっては、市民の意見を聴いて候補地の選定をなさいと、その形がワークショップであるのか検討委員会であるのかといったところはあるんですが、そういったものを立ち上げて、時間をかけてという議員と、一刻も早くという教育委員会とでは少し相反するところがございまして、教育委員会としては候補地選定前にあたってはそこまでのことを考えていませんという形で、選定後に説明会、ワークショップを行っていききたいということで回答はさせていただいているところです。

今村委員：そうしたら、少しずれがあるから、以前PTAの方がアンケー

トを採ったじゃないですか。それから、原崎市長が中心となって地域で話を聴いたということもありましたよね。そのことは伝えて御存じだと思っんですが、きちんとおっしゃったほうがよかったと思っんですが。

水上部長：今回の場ではそういったやり取りはやっていませんけども、事前の聴き取りなどをする中では、そのことはきっちり話をさせていただいております。しかしそれはそれ、今回は前回とは違うんではないかということを、議員はおっしゃっています。

今村委員：私は傍聴して、一問一答式で全然こう議論が含まれていないような気がするんですね、いつも。

戸田議員の一人当たりの運動面積のことは、去年もおっしゃっていましたし、説明をもう少しこちらも教育委員会としての資料を配るとかして、もっと議員さんに理解を深めてもらうような、ほかの場ではしているのかもしれないんですけど、やはり議会でそういったことをしたほうが議事録も残るし、もっと前に進むような答弁をされたらよかったんじゃないかなと思っしました。何か防戦一方みたいな感じが私はして、一生懸命答えられていたんですけどね、そんなふうに感じたので、すみません。

大嶋教育長：水上部長。

水上部長：その部分につきましては、確かにもう少し資料などがあつたほうがとは思いますが、逆にそこは防戦という形ではないと、受け入れてしまうと教育委員会としての考えと違うものですから、そういった小学校施設の規模だけではないですよって、総合的なところを。

今村委員：それはおっしゃっていましたね。

水上部長：そこはこちらも受入れができないというスタンスで、あえてかみ合わせないという形の答弁で終始したということになります。

今村委員：難しい。

以上です。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思っします。

次は、令和3年度全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査の結果について報告いたします。

山根指導主事お願いします。

山根指導主事：（令和3年度全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査の結果について説明）

大嶋教育長：ありがとうございました。

では、今の説明について何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。

今村委員。

今村委員：御苦労さまでした。大変だったと思っします、これだけまとめる

のに。

全体的に児童生徒頑張っているなという感想です。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。次は、福津市教育委員会定期学校訪問等の日程について説明いたします。

藤岡主幹指導主事、お願いします。

藤岡指導主事：失礼します。

学校訪問は10月1日に福間小学校であります。本日お配りしていますのは、学校からもらった要綱ですので、事前に目を通していただければと思っています。先日も申しましたように、一応明日で緊急事態宣言が明けるんですけども、福間小学校に関しては準備等もあって、開けて次の日の授業公開ができるかどうかの判断が非常に難しいところがありましたので、福間小学校に関しては申し訳ございませんが、授業参観は控えるということになっております。一応神興東小学校からは予定どおり授業参観をするということで考えていますので、最初の福間小学校については、そのように設定させていただこうと思っています。本日に間に合いましたので、福間小学校の訪問要項はお渡ししています。また順次、神興東小学校以下の分に関しましては、要項がまたこちらに届き次第送らせていただくようにしていきますのでよろしくお願いいたします。それで、こちら日程がおおよそ打合せで確定していますので、集合時間の分を資料としてつけさせてもらっています。上西郷小学校が11月ですので、10月に行われる分に関しては大まかな流れの時間の設定をこの後に資料としてつけていますので、一応こちら沿って進めていこうと思っていますところ。学校訪問については、このスケジュールで進めていくということで、お願いいたします。

2つ目が、コミュニティ・スクールの実践交流会という、福津市において一番重視している交流会があるんですけども、こちらを11月2日に行う予定にしています。それで、見開きの実施要項を配らせてもらっています。これ出来たばかりですけども、この11月2日に関しては、これもコロナ禍で対応が変わりましたので、例年は福津市の小学校に全市教員が学校に分散して集まって、宗像市などほかの地区に呼びかけて先生たちが多く来るものなんですけれども、非常に判断が難しい時期でもありましたので、もう今年度は外からのお客さんを入れないこととして校内研修という、いわゆる、福間中学校区がしたような形で、校内で予定している授業を実施して、その後校内で授業協議会といいますかね、指導助言者を呼んで校内で完結するような形に今年も変えています。外部から入れないと言いましたが、福津市内の小中学校に限っては校長先生以下必要最小限ですね、例えば研修担当とか、学力向上担当

とかいうところに関しては、校長が認める範囲で参加をするようにしています。

教育長以下教育委員会も分散して行くように考えていますので、教育委員さんにおかれましても、ぜひ授業等を見ていただければと思っています。

また、中学校と小学校2校ありますので、もし日程の予定が合えば行っていただけたらと思っています。

後の授業協議会とかいうのも、校内の職員の中でやるとか、中には今学校運営協議会のメンバーも参加して、授業を見た感想程度を言ってもらおうというようなことも中学校2校で設定しています。一応授業を見ていただくということと、後の協議会も見ていただいて全然構わないんですけども、発言の機会があるかどうかという保障はできませんので、一応生徒の様子、こんなふうに行っているんだという様子の見学になるものと思います。ぜひ授業等を見ていただければと思っていますので、今年度のコミュニティ・スクール実践交流会はこういった形で見ていただくということになりますけど、御理解をいただければと思っていますところでは。

続きますが、去年のように1週間に2回、3回はありませんが、一応10月以降詰めてありますので、御協力よろしく願いいたします。

以上です。

大嶋教育長：ありがとうございました。

学校訪問等について何か御質問がございましたらお願いします。

では、よろしくお願いします。

1 1 日程第1 1 その他

大嶋教育長：日程第1 1、その他の事項について事務局からお願いします。

水上部長、お願いします。

水上部長：（10月1日付の人事異動について報告）

大嶋教育長：それでは、続きまして、今後のスケジュールについてよろしいですか、お願いします。

笹田係長：今後のスケジュールについて、次第の一番最後に載せています。

明後日、10月1日金曜日、福間小学校の定期学校訪問です。

そして、10月6日、神興東小学校の学校訪問です。

そして、10月11日、月曜日ですけれども、古賀高等学校組合の第1回臨時会ということで農崎委員の出席をお願いいたします。

10月14日木曜日、福間南小学校の学校訪問です。

10月20日水曜日、福間中学校の定期学校訪問です。

10月26日火曜日、福間東中学校の学校訪問です。

それで、10月27日水曜日は、教育委員会の定例会、次回も場所が庁議室から変更しまして、今日と同じ別館大ホールのこちらのＡＢで行います。

よろしくお願いいたします。

大嶋教育長：ありがとうございました。

12 日程第12 閉会宣言

大嶋教育長：それでは、日程第12、以上で本日予定されていた議事日程は全て終了しましたので、これで令和3年第12回福津市教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。